

にじのいろ 虐待防止のための指針

1 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は任権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障がい者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・任権の尊重を重視し、権利利益の用語に資することを目的に、虐待の防止と共に虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません

①身体的虐待	利用者の身体に外相が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
②性的虐待	利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
③心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置	利用者を衰退させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までの上げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

①虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に止める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

②委員会の構成員

委員会の委員長は代表取締役とする。委員の選任については、当該事業所の管理者及びサービス管理責任者、その他必要とされるものの中で委員長が指名した者とする。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録当により保存します。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及びほぼ者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規定に基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因尾除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察棟の協力を仰ぎ、日虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等し、利用者等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他具や躯体防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常にその向上に努めます。

令和4年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エール にじのいろ（以下、「法人」とするが実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスウィ適切ン利用できるよう支援することを目的とする。

(対象となる虐待/虐待の分類)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対して行う、次に掲げる行為をいう。

(1) 身体的虐待

①利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

- ・本人に向けて物を投げつけたり、刃物を振りかざす、殴る、蹴る、つねる、煙草を押し付ける等。
- ・戸外へ閉め出す、又は部屋に閉じ込める等。
- ・車いすからの移動の際に、必要以上に身体を高く持ち上げる等。
- ・職員が自分の体で利用者を強く押さえつけて行動を制限する等。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる等。

(2) 性的虐待

①利用者にワイセツな行為をする又は、利用者にワイセツな行為を強要させること。

- ・性交、キス、性器等への接触、性交など性的行為を強要する等。
- ・利用者の前でワイセツな言葉を発する、又は会話する等。

(無理やり聞かせる、無理やり話させる)

- ・性器や性交、性的雑誌やビデオなど、ワイセツな映像や写真を見せる等。
- ・利用者を裸にする、又はワイセツな行為をさせ、映像や写真に撮る等。
- ・着替え中やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や写真を撮影する等。

(3) 心理的虐待

①利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動行うこと。

- ・「ここ（事業所）にいらなくなるよ」「追い出す」等言葉による暴力。
- ・「何度言ったらわかるの」「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」等威圧的な態度で心を傷つけることを繰り返す。

②侮辱的な発言や態度。

- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」等侮辱的なことを言う。
- ・利用者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。

- ・他の利用者と差別的な取り扱いをする。

③利用者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言や態度。

- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことが出来ないの」など言う。
- ・話しかけても無視する等。
- ・他の利用者に悪口等を言いふらす。
- ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱ったり、壊したり、捨てたりする。

④交換条件の提示

- ・「これが出来たらこの作業をさせてあげる」「休憩したいならこれをしてからにしなさい」等の交換条件を提示する。

⑤心理的に利用者を不当に孤立させる行為。

- ・利用者の家族や相談事業所、又は関係機関に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決めたり、伝えたりする。

(4) 放棄・放置

①利用者を衰弱させるような長時間の放置、(1)から(3)の掲げる行為と同様の行為の放置など職務を著しく怠ること。

- ・自己決定といって、相談されても放置する。
- ・話しかけられても無視する、又は拒否的態度を示す。
- ・職員の不注意により、利用者にケガをさせる。

(5) 経済的虐待

①本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）なしに財産や金銭を使用するように強要する。

- ・利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者からの不当な財産上の利益を得ること。
- ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼んだり、借りたりする。
- ・事業所ア、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。

(6) その他

①職員が行うべき仕事を指導の一環、又はしつくと称して行わせること。

- ・自分がされて嫌だと思ふことを利用者にする。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応の虐待防止委員会の設置)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

3 虐待防止委員会の構成図は別紙1のとおりとする。

(虐待防止委員会の目的)

第6条 虐待暴威試飲会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第7条 委員は以下のとおりとする。

(1) 委員長は、事業所管理者であり、法人の代表取締役とする。

(2) 虐待防止マネージャーは、サービス管理責任者とする。

(3) 委員は、全職員で構成する。

(4) 委員には、必要がある場合に、利用者代表、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第8条 委員会の開催は、年最低1回以上とする。

2 委員会開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第9条 委員会は、職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

2 第1章の第2条に定める「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

3 「虐待をと早期に発見するポイント」に従い「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。

4 前項で実施した調査結果、虐待や疑いがあるときは、虐待防止受付担当に報告する。

5 虐待防止に係る練習を返1回以上行うこととする。

6 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

7 その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務と役割)

第10条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や

知識を周知し、虐待の無い施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利擁護等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の業に虐待及び虐待の繋がるような支援が行われていないかを観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4 委員会の具体的な役割は、次のとおりとする。
 - (1) 虐待防止研修計画作成と職員研修
(ストレスチェック表、マニュアル整備)
 - (2) 虐待防止チェック（帳票の集計含む）と分析及びモニタリング
(早期発見チェックリスト、自己チェック表1、2、3)
 - (3) 事案発生時の対策と検証、再発防止検討
 - (4) 虐待原因の改善状況の当事者（家族を含む）への報告
 - (5) 事案発生時、支給決定市区両村への報告

（虐待防止委員会委員長の職務）

第11条 虐待防止委員会委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待の改善進捗の把握
- (2) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (3) 虐待防止に関する取り組みの軌道修正
(改善状況が芳しくない場合)

（虐待防止委員会虐待防止マネージャーの職務）

第12条 虐待防止委員会虐待防止マネージャーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 支援改善検討事案の選定
- (2) 支援改善方針のクオリティーの確認
- (3) 各職員のチェックリストの実施
- (4) ヒヤリハット事例の報告
- (5) 身体拘束に関する適正化について検討

（虐待防止対応の手順）

第13条 虐待防止対応の手順は別紙2のとおりとする。

（虐待防止受付担当者）

第14条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を設置する。

2 虐待防止受付担当者は、サービス管理責任者とする。

3 法人職員は、虐待防止受付担当者不在時に第2条に定める虐待の通報があった場合

には、虐待受付防止担当者に代わって通報を受けつけることができる。

4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅延なく虐待防止受付担当に別に定める「虐待通報等連絡所」によりその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第15条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等型の虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止委員会への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止委員会への報告

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第16条 虐待防止委員会は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規定に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第17条 虐待の通報は、別に定める虐待通報連絡書によるほか、様式に寄らない文書、口頭による通報も受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、地祇の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 虐待防止委員会への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止委員会の委員長の話合いへの第三者助言と立合いの要否

(虐待の報告・確認)

第18条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の肺葉を虐待防止委員長に報告する。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止委員会委員長に報告し、必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止委員会委員長は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

4 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をして市町村窓口へ通報する。

(虐待解決に向けた協議)

- 第19条 虐待防止委員会委員長は、虐待通報の内容を解決するため、通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合は、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は、買いける策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待通報者及び虐待防止委員会委員長は、必要に応じて第三者に助言を求めることができる。
 - 4 虐待防止委員会委員長は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」により記録し、話し合い当事者間及び立ち会った第三者に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 第20条 虐待防止委員会委員長は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止委員会委員長は虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者に対して別に定める「改善結果（状況）報告書」による報告する。報告は、原則として話し合いを箇長した日から30日以内に行わなければならない。
 - 3 虐待防止委員会委員長は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び青森県社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

- 第21条 虐待防止委員会委員長は、定期的に虐待買いける結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付及び解決状況報告書」によって報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規定に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第22条 虐待防止委員会委員長は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。
- 2 研修は、障害者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
 - 3 虐待防止委員会委員長は、虐待防止に関する外部研修回答にも職員を積極的に参加させるよう努める。